

国立公園等整備事務取扱要領

(制定)

平成 20 年 4 月 4 日

環自国発第 080404001 号、環自総発第 080404004 号

各地方環境事務所長等、国民公園等管理事務所長宛

自然環境局長通知

(最終改正)

令和 3 年 3 月 22 日

環自整発第 2103224 号

各地方環境事務所長等

自然環境局長通知

目 次

第 1 章 通則（第 1 - 第 5）

第 2 章 整備事務の取扱い（第 6 - 第 11）

第 1 章 通則

(通則)

第 1

- 1 国立公園等整備事業及び環境保全施設整備事業（国立公園等施設利用環境整備事業）の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、環境省所管会計事務取扱規則（平成 19 年環境省訓令第 4 号）及び環境省所管契約事務取扱要領（平成 19 年 6 月 29 日環境会発第 070629004 号）に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。
- 2 本要領は、国立公園等の事業に関する工事及びその実施を目的とした調査・設計等の業務を対象とする。
- 3 本要領に定めのないもの、又は本要領により難しい場合は、自然環境局長に協議するものとする。

(用語の定義)

第 2 本要領においては、次の用語を用いる。

1 整備事務

整備事務とは、国立公園等整備事業の執行に関する事務全般のことをいう。

2 施行委任事業

施行委任事業とは、会計法第 48 条第 1 項の規定に基づき環境大臣が予算決算及び会計令第 140 条第 5 項の規定に基づく都道府県知事の同意を得て、当該知事又は知事が指定する職員に委任する会計事務により実施する事業をいう。

3 契約担当官等

契約担当官等とは、契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官代理、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理及び分任支出負担行為担当官代理のことをいう。

4 事務所

事務所とは、別表に掲げる地方環境事務所等をいう。

(事務の分掌)

第3 自然環境局及び事務所の行う整備事務は、次のとおりとする。

1 自然環境局

- (1) 事務所が行う整備事務の指導を行うこと。
- (2) 直轄整備中期計画の内容を確認し、受理すること。
- (3) 重点施策等整備に関する基本方針を決定し、支出負担行為実施計画を作成すること。
- (4) 当該年度に実施する整備に関する計画（以下「年度整備計画」という。）を審査し、指定すること。
- (5) 基本計画、基本設計及び実施設計等（以下「計画設計等」という。）について、助言を行うこと。
- (6) その他自然環境局長が必要と認める事務を行うこと。

2 事務所

- (1) 直轄整備中期計画を作成し、自然環境局長に提出すること。
- (2) 年度整備計画を作成し、自然環境局長に提出すること。
- (3) 指定された年度整備計画について、自然公園等技術指針等を参考に計画設計等を作成すること。
- (4) 計画設計等に基づき工事を実施すること。
- (5) 事業完了報告書を作成し、自然環境局長に提出すること。
- (6) 整備事務に係る国有財産の事務手続を行うこと。
- (7) その他整備事務の施行上必要な事務を行うこと。

(実施対象地区)

第4 事業の実施対象地区は、環境省所管地又は環境省が地権者と借地契約等を締結し、事業用地として使用する権限を取得している土地（事業の着手までに用地取得又は借地契約等を完了する予定の土地を含む。以下「環境省所管地等」という。）とする。

(実施対象施設等)

第5

1

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業（公園の指定又は区域の変更により、公園事業となることが確実である事業を含む。）のうち、次に掲げる施設（国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（平成3年7月5日環自計第128号環自国第385号）により当該公園事業に含めることができる施設を含む。）の新設、増設又は改設
 - ① 道路及び橋
 - ② 広場及び園地
 - ③ 避難小屋
 - ④ 休憩所
 - ⑤ 野営場
 - ⑥ 駐車場
 - ⑦ 栈橋
 - ⑧ 給水施設、排水施設及び公衆便所

- ⑨ 博物展示施設
 - ⑩ 植生復元施設及び動物繁殖施設
 - ⑪ 砂防施設及び防火施設
 - ⑫ 自然再生施設
- (2) 自然公園法第 39 条第 1 項に規定する生態系維持回復事業の実施のために必要な施設の新設、増設又は改設
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条の 2 第 1 項に規定する保全事業の実施のために必要な施設の新設、増設又は改設
- (4) 東北太平洋岸における長距離自然歩道整備計画に基づく整備事業のうち、次に掲げる施設の新設、増設又は改設
- ① 利用拠点施設
 - ② 統一標識
- (5) 環境省所管地等における土地又は施設の管理上特に必要な施設の新設、増設又は改設
- (6) (1) から (5) までに掲げる施設の整備に係る調査、測量、設計、監理、用地取得及び用地補償等
- 2 1 (1) から (5) までに掲げる要件を満たす施設であっても、他法令の規定に基づいて整備すべきものは、実施対象外とする。
- 3 整備の実施に当たっては以下について遵守すること。
- (1) 「環境省 RE100 達成のための行動計画」（2019 年 12 月 27 日）により、2025 年までに直轄施設における RE100 の達成を掲げていることから、省エネに加えて、再エネ由来の電力調達への切り替え、また創エネの導入を進めること。
- (2) 建築物は「官公庁施設の建設等に関する法律」に定められた手続きを行うこととし、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、原則として木造とすること。なお、木材の利用にあっては、国産材の導入を図ることとする。また、「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針に基づき、環境負荷の低減に資する資材、建設機械、工法等の採用および契約に努めること。
- (3) 魅力の本質である自然環境や風致景観を損ねないことを基本に、集団施設地区や主要な利用拠点など、アクセスが容易な場所及びその周辺で、景観の維持に支障がなく、地形上の制約がない区域においては、ユニバーサルデザインを推進すること。
- (4) ビジターセンターや野営場などの民間事業者の参入が期待出来る新規整備、再整備については、基本構想等の段階において、民間事業者の参入や民間資金の活用に関する可能性を検討し、可能性がある場合においては、その後の事業に反映すること。なお、原則、年間 5 万人以上の利用者数が見込まれるビジターセンターや休憩所、野営場等の整備（再整備含む）にあっては、市場調査を行うなど民間参入を進めること。

第 2 章 整備事務の取扱い

(直轄整備中期計画)

第 6

- 1 事務所の所長は、地域における中期的な整備方針を記載した直轄整備中期計画を作成し、自然環境局長に提出するものとする。直轄整備中期計画の作成に

当たっては、事務局が必要に応じて関係する地方公共団体等に意見聴取等を行うものとする。

なお、直轄整備中期計画の様式等については、別に定める。

- 2 自然環境局長は、直轄整備中期計画の内容を確認し、受理する。
- 3 1及び2の規定は、直轄整備中期計画を変更する場合について準用する。

(年度整備計画の作成)

第7 事務局の所長は、直轄整備中期計画に基づいて当該年度における年度整備計画を作成し、自然環境局長に提出するものとする。年度整備計画の作成に当たっては、事務局が必要に応じて関係する地方公共団体等に意見聴取等を行うものとする。

ただし、緊急を要する災害復旧事業等については、随時年度整備計画に追加できるものとする。

なお、年度整備計画の様式等については、その都度通知する。

(年度整備計画の指定)

第8

1 自然環境局長は、年度整備計画を審査し、契約担当官等が執行すべき年度整備計画を指定（以下「内示」という。）する。内示に当たっては、その国立公園（又は国指定鳥獣保護区）名、事業名、事業費、事業内容を明らかにした書面をもって通知する。

2 内示の変更については、災害復旧や防災等、やむを得ない事由に対応するため、自然環境局長が必要に応じて行うものとする。

(計画設計等への助言)

第9

1 自然環境局長は、必要に応じて計画設計等の提出を求めることができるものとする。

2 自然環境局長は、事務局から提出のあった計画設計等に関して助言を行うことができるものとする。

(契約状況の報告)

第10 契約担当官等は、契約状況等について、別に定める様式を用いて四半期毎に自然環境整備課長に報告することとする。

なお、報告に当たっては、施行委任事業を含むものとする。

(完了報告の作成)

第11

1 契約担当官等は、事業が完了した場合は、別に定める様式により完了報告書を作成し、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日までに自然環境局長に提出することとする。

2 前項の規定は、事業規模が著しく小さい場合など自然環境局長が特に完了報告の提出を要しないと判断した場合は、適用しない。

附則

1 この要領は平成24年4月1日から適用する。

2 第6に規定する直轄整備中期計画に代わる計画がある地域については、当面の間

当該計画に基づいて、年度整備計画を作成することができるものとする。

附則

- 1 この要領は平成25年4月1日から適用する。
- 2 第6に規定する直轄整備中期計画に代わる計画がある地域については、当面の間当該計画に基づいて、年度整備計画を作成することができるものとする。

附則

- 1 この要領は平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この要領は令和 3 年 3 月 22 日から適用する。

【別表】

地方環境事務所等
北海道地方環境事務所
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所
東北地方環境事務所
関東地方環境事務所
中部地方環境事務所
中部地方環境事務所信越自然環境事務所
近畿地方環境事務所
中国四国地方環境事務所
九州地方環境事務所
九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所